

指定介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

《 令和8年6月1日 現在 》

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0993-52-2367 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当者 池田 拓司 ※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 指定番号およびサービス提供地域

事業所名	有馬病院
所在地	鹿児島県南さつま市加世田地頭所570番地
介護保険指定番号	4614010132
サービスを提供する地域	南さつま市、枕崎市、南九州市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

区 分	常 勤		非 常 勤		計
	専任	非専従	専任	非専従	
管理者 松本正隆(医師)	1名	名	名	名	1名
作業療法士	1名	名	名	名	1名
理学療法士	3名	名	名	名	3名
言語聴覚士	名	名	名	1名	1名
管理栄養士	名	1名	名	名	1名
看護師・准看護師	1名	名	1名	名	2名
介護福祉士	5名	名	名	1名	6名
介護職	4名	名	名	名	4名

(3) 当事業所の設備の概要

利用定員	80名	相談室	8.07㎡
デイルーム	249.44㎡	静養室	16.6㎡
浴室	一般浴槽と特殊浴槽(1台)があります。	送迎車両	8台
	男性浴 31.82㎡		
	女性浴 46.91㎡		

(4) 当事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
サービス提供時間	9時00分 ～ 15時30分

※ただし、12月29日～1月3日は除きます。

3 サービス内容

(1) 送迎サービス

当事業所の職員が自宅近くまで定刻に送迎します。車椅子の方でも対応できる小型バスもあります。

(2) 食事提供サービス

管理栄養士による献立で、適時適温給食です。当事業所の職員が介助の必要な方は、食事介助行います。

(3) 入浴介助サービス (特別入浴介助を含む)

1人での入浴が心配な方、介助の必要な方は事業所の職員が介助をいたします。

(4) 時間延長サービス

指定介護予防通所リハビリテーションの前後に連続して2時間を限度に日常生活上のお世話をします。

(5) 栄養マネジメント提供サービス

管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を行います。

(6) 口腔機能向上に向けてのサービス

言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を行います。

(7) 個別リハビリテーション提供サービス

身体の機能障害がある方、廃用症候群により生活機能が低下している状態の方等に対して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が個別に行うリハビリテーションです。

(8) 相談・援助等の生活指導

日常生活の心配や悩み事の相談に応じます。

4 料金

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション利用料

介護度	基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割)
要支援1	22,680円	2,268円
要支援2	42,880円	4,288円

※当事業所は、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)を算定しており別途加算されます。

(注1) 上記表には、下記の選択的サービスは含まれていません。()内は介護保険適用時の1割負担の例です。尚、利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額になります。

- | | | |
|-------------------|-------|----------------|
| ① 一体的サービス提供加算 | 1月につき | 4,800 円 (480円) |
| ② 栄養アセスメント加算 | 〃 | 500 円 (50円) |
| ③ 栄養改善加算 | 〃 | 2,000 円 (200円) |
| ④ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ | 1回につき | 200 円 (20円) |
| ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ | 〃 | 50 円 (5円) |
| ⑥ 口腔機能向上加算(Ⅰ) | 1月につき | 1,500 円 (150円) |
| ⑦ 口腔機能向上加算(Ⅱ) | 〃 | 1,600 円 (160円) |
| ⑧ 科学的介護推進体制加算 | 〃 | 400 円 (40円) |

(注2) その他オムツ代、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われな場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日各市町村の役所窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 食 費 1食 500 円

(3) キャンセル料

ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	500円(食事代)

*ご利用日が月曜日または休み前日の場合ご注意ください。

*やむを得ない事情の場合は、この限りではありません。

(4) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払い下さい。
お支払方法は、現金または口座振替の方法とさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、地域包括支援センター又は居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員にご相談ください。

利用契約にあたりましては、主治医および居宅介護支援事業所と連携をとり、居宅サービス計画に基づいた指定介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客さまの都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア) お客さまが介護保険施設に入所した場合

イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、要介護又は非該当（自立）と認定された場合。この場合、条件を変更して再度契約することができます。

ウ) お客さまがお亡くなりになった場合

④ その他

ア) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ) お客様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客さまやご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の指定介護予防通所リハビリテーション事業の目的と基本方針

- (1) 要支援状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図ります。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 介護保険関連情報(LIFE)を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

7 サービス利用に当たっての留意事項

☐ 欠席の連絡 ……… 利用をお休みする場合は、前日までに連絡ください。

☐ 体調確認 ……… ご利用時に、毎回、健康チェックを行います。

☐ 体調不良等の場合

サービスの中止・変更

当院の医師の診察を受け、医師の指示のもとで看護師が対応します。やむを得ない理由があった場合は中止、変更することができます。

食事のキャンセル

当日の体調不良等で食事の不要な場合は、午前8時までに連絡ください。キャンセル料はいただきません。

時間変更

急用等で利用時間の短縮、又は都合による時間延長等がありましたらご相談下さい。できるだけ要望に対処します。

☐ 設備・器具の利用

当事業所の職員にご相談下さい。勝手に使用して破損等生じた場合は、弁償してもらうことがあります。

☐ その他

当事業所の指定介護予防通所リハビリテーションご利用中は、外出や他の医療機関の受診はできません。また、送迎途中に私用のため車両から降りることはできません。

8 個人情報の保護

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ② また、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

9 秘密保持

- ① 事業者及び介護支援専門員、事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いることはありません。

10 事故発生時の対応方法

- ① サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、ご家族や主治医、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。
- ② 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- ③ 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行ないます。損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しております。

11 虐待防止に関する事項

- ① 有馬病院が定期的に開催する虐待防止のための対策を検討する委員会に参加し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていきます。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
- ④ 虐待防止に関わる措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。

12 ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- ③ ハラスメントが起こった場合、正確な事実確認を行うとともに要因分析を行ないます。
- ④ 従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的の実施します。
- ⑤ 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑥ 事業所内で対応できることには限界があるため、市町村、地域包括支援センターとの連携に努めます。

13 身体拘束防止に関する事項

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、看護・介護・リハスタッフに対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 非常災害対策

- ① 防災時の対応 …… 防火管理組織と自衛消防組織を機能させて、消防署への通報・利用者避難誘導・初期消火活動等を行う。
- ② 防災設備 …… 非常通報システム装置、消火器30本、屋内消火栓14箇所、自動火災報知設備、スプリンクラー設備。
- ③ 防災訓練 …… 年2回実施
- ④ 防火責任者 …… 前園 高裕（防火管理者）

17 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の指定介護予防通所リハビリテーションに関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員又は下記までお申し出ください。

お客さま相談・苦情担当 池田 拓司（サービス実施責任者）

TEL 0993(52)2367

- ② 事業所は、自ら提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ないます。
- ③ 事業所は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善内容を市町村に報告します。
- ④ 事業所は、自ら提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ないます。
- ⑤ 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。
- ⑥ 当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

南さつま市役所 介護支援課 介護給付係	0993-53-2111
南九州市役所 長寿介護課 介護保険係	0993-56-1111
鹿児島県庁 くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室	099-286-2687

鹿児島県南薩地域振興局 地域保健福祉課	0993-53-8001
鹿児島県国民健康保険団体連合会	099-213-5122

18 第三者評価の実施状況 : 未実施

19 当事業所の概要

法人種別・名称	医療法人椎原会
代表者	理事長 中川原三和子
所在地	鹿児島県南さつま市加世田地頭所570番地
TEL	0993(52)2367
FAX	0993(58)2127
事業内容	<p>有馬病院（一般病床46床、地域包括ケア病棟33床）</p> <p>診療科目:内科、外科、消化器内科、消化器外科、脳神経内科、老年内科 小児外科、小児総合診療科、整形外科、リハビリテーション科 麻酔科、ペインクリニック内科、疼痛緩和内科 婦人科、救急科</p> <p>介護保険事業</p> <p><介護予防>通所リハビリテーション、<介護予防>居宅療養管理指導 <介護予防>訪問看護、居宅介護支援事業</p>
関連施設	社会福祉法人 椎原寿恵会